

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 群馬県前橋市富士見町小暮2420番地  
氏名 有限会社須田工業  
代表取締役 須田 哲子

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。



複製厳禁

長野県知事

阿部 守一

公開を目的とした  
許可証(写)です。

許可の年月日 平成 30 年 12 月 3 日  
許可の有効年月日 平成 37 年 12 月 2 日

1 事業の範囲

収集運搬(積替保管を除く。)する産業廃棄物

- ・汚泥(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
- ・廃油
- ・廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・ゴムくず
- ・金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
- ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
- ・がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。)

以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3 許可の条件 なし

4 許可の更新又は変更の状況

- ・平成 5 年 11 月 9 日 新規許可
- ・平成 30 年 12 月 3 日 更新許可

5 積替え許可の有無 有 ・ 無

市名 該当なし 許可番号 該当なし

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無